



2025年8月6日号

資格確認書が一齐送付されます

社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

毎日毎日、溶けてしまいそうな暑さですね。早くも冬が恋しいです…。
桑原事務所の森野です。
今回は「資格確認書」の一齐送付についてお知らせします。

健康保険証（以下「保険証」）は令和7年12月2日以降使用できなくなります。
そこで、令和7年4月30日時点でマイナ保険証を持っていない人（マイナンバーカードを持っていない人や、保険証の利用登録を行っていない人など）には、
7月以降（山口支部は9月頃）資格確認書が被保険者の「自宅」へ郵送されます。
あてどころ不明等で自宅に届かなかった場合は、事業主へ送付されることとなっていますので、その際はご本人へお渡しください。

資格確認書（けんぽ協会）



Q. 資格確認書が自宅に届いた。今持っている保険証はどうしたらいいの？

A. R7.12.1までは使用できます。R7.12.2以降はご自身で破棄してください。

※R7.12.1までに退職等で使用できなくなった保険証はこれまでどおり要返却

Q. 既に退職しているのに、資格確認書が届いた。

A. 同封の返信用封筒で返却してください。

（その他よくある質問）

Q. 一斉送付とは別に、ある日突然、従業員の資格確認書が会社が届いた。最近入社した人でもないし、氏名変更があったわけでもないが…

A. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れていませんか？電子証明書の有効期限が切れた場合は、保険証として利用ができなくなるため、けんぽ協会から資格確認書が自動で送付されます。電子証明書の有効期限の更新手続きは、市役所等で行えます。

（けんぽ協会HP）

マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書を送付します（従前の健康保険証をお持ちの方）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/shikakusoufu/>

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所Instagram

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>

